

任期付職員(公認会計士)の募集について

このたび、公正取引委員会では、独占禁止法違反事件審査関係業務全般に従事する職員として、実務経験を有する公認会計士の方を採用する予定です。

採用を希望される方は、以下の要領により御応募ください。

【応募資格】	<p>日本国籍を有し、実務経験を有する公認会計士の方</p> <p>* 国家公務員法第38条の規定により、以下のいずれかに該当する方は採用できませんので御了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・一般職の国家公務員としての懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
【採用予定人数】	1名
【業務内容】	独占禁止法違反事件審査関係業務全般(不当廉売事案に係る販売管理費の認定やその合理性の検証、課徴金算定の基礎となる売上高の認定など、財務・会計等の高度な専門知識・経験を必要とする業務を含む。)
【業務開始時期】	2019年11月頃以降(要相談)
【採用期間】	2年～5年間【任期付採用】
【処遇】	<p>「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき採用され、同法の給与に関する特例の規定が適用されます。採用されると、国家公務員法が適用されるため、公認会計士業務を行うことはできません。また、公正取引委員会に在職中及び離職後2年間は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第24条第3項の制限が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法に基づく再就職制限、兼職制限等が適用されます。 ・国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が適用されます。
【勤務地】	公正取引委員会(東京都千代田区霞が関)
【応募方法】	<p>以下の書類を下記の提出先に郵送かメールで提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴書(写真貼付) ※「公認会計士採用希望」である旨も明記してください。 2. 志望理由、大学・大学院での研究内容、これまでの実務経験等をA4 2～3枚程度にまとめたもの
【応募締切】	随時募集
【選考方法】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書類選考(上記【応募方法】の2に係る作文試験を含む。以下同じ。) 2. 面接(書類選考合格者のみ実施) <ul style="list-style-type: none"> ・書類選考合格者には、面接日を電話又はメールにより御連絡します。 ・書類選考及び作文試験不合格者には、連絡を行いませんのであらかじめ御了承ください。 ・面接は、書類選考を実施した後、随時、行います。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者の秘密は厳守します。 ・応募書類に記載されている個人情報、公認会計士採用選考のために使用するものであり、他の目的には使用することはありません。 ・応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
【提出先・問い合わせ先】	<p>提出先:</p> <p>(郵送の場合) 〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務総局官房人事課人事係</p> <p>(メールの場合) recruit-0-jftc.go.jp (件名に「任期付職員(公認会計士)の応募」と御記載ください。)</p> <p>(迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。)</p> <p>問い合わせ先: 公正取引委員会事務総局官房人事課人事係 03-3581-5471(内線2413)</p>